

平成 24 年度事業報告(概要)

社会福祉法人 全国社会福祉協議会

社会保障・社会福祉制度の検討への対応

社会保障と税の一体改革関連法案については、平成 24 年 6 月 15 日の民主、自民、公明の 3 党による修正合意を経て、8 月 10 日に消費税増税法および社会保障制度改革推進法、子ども・子育て関連 3 法等が成立した。これにより、消費税率は段階的に引き上げられ、平成 27 年 10 月には 10%とされ、社会保障の安定財源確保・充実に充てられるとされている。また、子ども・子育て関連 3 法においては、これまでの総合こども園の創設等を柱とした「子ども・子育て新システム」の考え方が撤回され、認定こども園制度の改善が図られることとなった。

医療、介護、年金、少子化対策等、社会保障制度改革の具体的検討は「社会保障制度改革国民会議」において行い、その結果を踏まえて必要な法制上の措置を講ずるとされており、同会議における議論は平成 24 年 11 月 30 日より月 1 回以上の頻度で開催されており、これまでに医療・介護を中心とした議論が進められている。

社会保障審議会の特別部会において検討されてきた、生活保護制度の見直し（自立の助長と給付の適正化）および生活困窮者支援体系の確立等の生活困窮者支援対策については、平成 25 年 1 月 25 日に報告書がとりまとめられ、今後の取り組みに関する基本的な考え方や課題が示された。

本会では、これらの動きに対して、情報収集と関係者に対する迅速な情報提供に努めるとともに、政策委員会、また種別協議会において、適宜、検討の場を設け、本会組織としての意見表明、要望書の提出および国の部会・委員会への委員としての参画等の対応を図った。

東日本大震災への対応

東北地方を中心に広域かつ甚大な被害をもたらした東日本大震災の発生から2年が経過した。

被災した地域では復興に向けて不断の努力が積み重ねられており、種々の施策も講じられているが、住まいや雇用、経済の問題を含め、人びとの暮らしや地域社会の再生には多くの課題が残されている。福島第一原子力発電所の事故の被害を受けた地域においては、現在も避難指示が継続しており、長期にわたる避難生活を余儀なくされている人も多い。

このような状況のもと、被災地の福祉関係者は、自らの事業・活動を復旧・継続し、あるいは新たな事業・活動を通じ、支援を必要とする人びとの生活を支え続けている。

本会では、昨年度に引き続き、全国の社協、社会福祉法人・福祉施設、民生委員・児童委員、国等との連携のもと、被災地における社協の生活支援相談活動等に関する情報提供や研修支援、生活復興支援資金貸付業務支援、社会福祉施設への人的支援、被災地の民生委員・児童委員活動支援等を展開した。

【重点事業の実施状況】

I. 社会福祉諸制度の改革への対応

1. 『全社協 福祉ビジョン 2011』の具体化への取り組み

- 「新たな福祉課題・生活課題への対応と社会福祉法人の役割に関する検討会報告書」および「社協・生活支援活動強化方針」の検討、作成および普及を通じ、『全社協 福祉ビジョン 2011』の具体的な取り組みを推進した。
- 新たな福祉課題・生活課題への取り組みを積極的に進めている社会福祉法人・福祉施設や社会福祉協議会、民生委員・児童委員等の実践事例を収集し、『全社協福祉ビジョン 2011 実践事例集～今、福祉関係者に求められる視点と実践』を作成。都道府県・指定都市社協、種別協議会等を通して配布し、普及を図った。
また、「地域密着の見守り・支援活動による孤立と生活困窮への対応に関する緊急調査」および市町社協へのヒアリングを行い、「見守り・支援活動（小地域ネットワーク活動）に関する調査報告」をとりまとめた。

2. 今日的な福祉課題の解決に向けた社協活動のあるべき姿の検討、提案

- 地域の福祉課題の多様化・深刻化の状況を踏まえ、今日的な社協活動のあり方や社協の存在意義を地域福祉推進委員会において検討し「社協・生活支援活動強化方針 — 地域における深刻な生活課題の解決や孤立防止に向けた社協活動の方向性 —」を策定した（平成 24 年 10 月）。
- 本方針については、策定過程において全国の市区町村社協に意見照会を行うなど、取り組みへの機運が高まるよう検討を進めるとともに、策定後は社会福祉協議会活動全国会議における発表、機関誌への掲載、冊子の配布および各地の社協関係者の会議等における説明を通じ、周知を図った。
平成 25 年度においても本会事業計画の重点事項として位置づけ、同方針の行動宣言に掲げる①あらゆる生活課題への対応、②相談・支援体制の強化、③アウトリーチの徹底、④地域のつながり再構築、⑤行政とのパートナーシップに関する取り組みの全国的な普及・推進に取り組む。

3. 社会福祉法人の発展・強化に向けた取り組み

- 本会政策委員会「新たな福祉課題・生活課題への対応と社会福祉法人の役割に関する検討会」（平成 23 年度設置）において、「新たな福祉課題・生活課題への対応と社会福祉法人の役割に関する検討会報告書」をとりまとめ、都道府県・指定都市社協、種別協議会を通して配布し普及を図った。

本報告書においては、社会福祉法人が取り組むべき課題として制度の狭間のニーズ、稼働世代に関する状況の変化に着目し、複数の社会福祉法人の協働による展開の重要性や社会福祉法人の強みを生かした事業展開、法人のトップマネジメントの重要性等について指摘。今後の展開における都道府県・指定都市社協の役割についても提案した。

- また、全国社会福祉施設経営者協議会においては、「アクションプラン2015」（平成23年7月策定）の普及に努めるとともに、「社会福祉法人発展・強化プロジェクト事業」（平成22年度より実施）による社会福祉法人の公益的な取り組みの促進を図った。

とくに、会員法人による介護保険事業における社会福祉法人減免のさらなる実施をはじめ、生活保護受給者等の居場所づくりや就労支援、刑余者に対する支援といった取り組み状況について情報を収集し、会報等を通じて取り組みの促進を図った。

4. 生活困窮者支援対策に関する検討への対応

- 社会保障審議会「生活困窮者の生活支援の在り方に関する特別部会」（以下、「特別部会」）における社協、社会福祉法人・福祉施設（全国社会福祉施設経営者協議会）、民生委員・児童委員（全国民生委員児童委員連合会）の代表者が委員として参画し、それぞれの立場からこれまでの活動実践および各分野の活動方針等をもとに、地域における生活困窮者対策のあり方について具体的な意見表明を行った。
- 特別部会報告書においては、「各自治体が新たな生活困窮者支援制度を実施するに当たっては、本制度の実施主体として、地域の実情を踏まえた必要な支援を主体的に体系化し、計画的に実施していくことが必要である。その際、各自治体は、地域の中の社会福祉協議会、社会福祉法人、NPO、民生委員・児童委員等と連携・協働しながら計画の策定や支援を進めていくことが適当である」とされており、社協、社会福祉法人・福祉施設、民生委員・児童委員は、今後の生活困窮者支援対策の担い手としても明確に位置づけられた。

関連する取り組みとして、全国救護施設協議会は「生活困窮者支援に関する特別委員会」を設置し「救護施設が取り組む生活困窮者支援の行動指針」の策定に取り組んだ。

- また、特別部会と並行して検討が進められていた、家計再建支援モデル事業の研究会（「家計再建支援に関する研究会」、「家計再建ローン研究会」）に対しては、社協における総合支援資金貸付の取り組みの課題について適切に理解されるよう、都道府県社協とともにヒアリングへの協力を行うとともに、厚生労働省に対し、総合支援資金制度に関する課題、事務体制に係る課題等を指摘した。

5. 社会福祉法人、福祉施設に関わる制度見直し検討への対応

- 社会福祉法人のいわゆる「内部留保」について厳しい指摘が相次いでいるなか、その現状の把握および分析を行うべく、厚生労働省の社会福祉推進事業補助金による「社会福祉法人経営と財務基盤に関する調査・研究事業」に取り組んだ。

全国の福祉施設を経営する社会福祉法人（約 17,000 法人）に対し調査への回答を依頼。5,046 法人からの回答（回収率約 29.6%）を得て分析を進め、調査結果をもとに社会福祉法人経営者の立場から内部留保に関する考え方を整理した。

今後においては、社会福祉法人の透明性をより一層高め、社会の理解を得ていくために、情報公開や外部監査、第三者評価の受審、苦情解決の取り組み等を促進すべく、本年度の調査および検討の結果をもとに具体的な提案をはかり、積極的な取り組みを推進する。

6. 平成 25 年度社会福祉予算・税制に関する要望活動

- 本会構成組織と連携し、平成 25 年度社会福祉予算および平成 25 年度税制改正等について、政府等に対して所要の要望を行った。
- 平成 25 年度社会福祉予算等に関する重点要望として、生活困窮者対策等の推進について要望し、平成 25 年度厚生労働省予算案において生活困窮者自立促進支援モデル事業に 30 億が計上され、国における法制化に向けた取り組みが進められた。

税制改正については、障害者の就労を社会全体で支え、障害者就労支援施設等で就労する障害者の自立の促進を図るため、障害者の働く場に対する発注促進税制の拡充・延長に関する要望を行った。

平成 25 年度においても社会保障国民会議の議論、消費税増税に関する動向等、社会保障・社会福祉に関する諸情勢を踏まえ、所要の対応を行う。

7. 地方分権改革への対応

- 第一次地域主権一括法による児童福祉施設最低基準の都道府県条例への委任について、条例策定状況や各種施設基準等について調査を実施した。調査結果を各都道府県・指定都市社協ならびに児童関係種別協議会議員等に提供し、各地域の条例策定に対する児童福祉施設関係者等の要望活動等を支援した。
- 第二次地域主権一括法により民生委員・児童委員の研修内容の決定を都道府県知事が行うこととされたことを受け、都道府県・指定都市市民児協事務局会議（平成 24 年 6 月）において各都道府県・指定都市市民児協の法改正後の状況を集約し、大きな変化は生じていないことを確認した。

- 民生委員定数等の条例委任を含む第三次一括法案は衆議院解散に伴い廃案となったが、平成 25 年度においてあらためて法案の提出が見込まれているところであり、引き続き本会構成組織と連携し、所要の対応を図ることとしている。

8. 次世代育成支援対策、児童福祉制度拡充への取り組み

- 子ども・子育て関連 3 法（改正認定こども園法、子ども・子育て支援法および関係法の整備等に関する法律）が社会保障と税の一体改革関連法案とともに平成 24 年 8 月 10 日に成立。消費税の増税による恒久財源を得て、保育等の量の拡充および質の改善を行うこととしており、平成 25 年 4 月に制度施行に関する重要事項を調査審議する「子ども・子育て会議」を設置、平成 26 年 4 月から本格施行に向けた基盤整備をすすめ、平成 27 年度に本格施行が予定されている。

全国保育協議会においては、国の「子ども・子育て会議」への参画について関係先への要望を実施。また、自治体に対し努力義務が課せられる地方版子ども・子育て会議への児童福祉関係者の参画に向けて共通要望書等を作成し、普及・活用を図った。全国保育協議会の要望活動の結果、全国保育協議会の役員が委員として参画することとなった。

- 社会的養護の充実については、「社会的養護の課題と将来像」（平成 23 年 7 月）の具体化に向け、厚生労働省が設置した「施設の小規模化及び家庭的養護推進ワーキンググループ」に全国児童養護施設協議会および全国乳児福祉施設協議会の役員が参画。検討結果は、「児童養護施設等の小規模化及び家庭的養護の推進のために」としてとりまとめ、都道府県、指定都市、児童相談所設置市に提示された。

9. 新たな障害保健福祉施策の検討への対応

- 平成 24 年 6 月 27 日に「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律」が公布された。これにより、平成 25 年 4 月 1 日に「障害者総合支援法」への名称変更および障害者の範囲への難病の追加等、平成 26 年 4 月 1 日には重度訪問介護の対象者の拡大やケアホームのグループホームへの一元化、新たな「障害支援区分」が施行されることとなった。

また、障害者基本法に基づき内閣府に設置された「障害者政策委員会」（中央障害者施策推進協議会および障がい者制度改革推進会議を改組）において、新たな障害者基本計画の策定に向けた検討が開始され、同委員会に全国身体障害者施設協議会の役員が委員として参画した。平成 24 年 12 月に「新たな障害者基本計画に関する意見について」が取りまとめられた。

- 障害者就労施設、在宅就業障害者等の受注の機会の確保・増進等を目的とした「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」（優先調達推進法）が成立し、障害者自立支援法の改正法とともに平成 24 年 6 月 27 日に公布された。

同法の成立に向けては、全国社会就労センター協議会とともに関係先への働きかけを積み重ねてきた。平成 25 年 4 月の法施行に向けて、障害者総合福祉推進事業（厚生労働省補助事業）による調査研究を実施し、都道府県の共同受注窓口組織の機能と役割について提案をまとめ、各都道府県における共同受注の仕組みの推進を図った。

10. 社会福祉法人の新会計基準への対応

- 「社会福祉協議会モデル経理規程」改訂版を作成し、都道府県・指定都市社協を通じて全国の社協に提供した。また、厚生労働省による新会計基準に基づく「生活福祉資金会計準則」改正通知の発出に協力した。
- 全国社会福祉施設経営者協議会および地域福祉推進委員会において、会計基準、経理規程に関する研修会等を通じ、社会福祉法人・福祉施設および社協の新会計基準に基づく経理処理等の理解の促進、円滑な移行に向けた支援に取り組んだ。また、出版部より新会計基準、経理規程に関する図書を刊行、販売した。

Ⅱ. 低所得者・失業者等への生活支援の強化

1. 生活福祉資金貸付事業の充実

(1) 生活福祉資金貸付制度の改善、体制強化に関する取り組み

- 平成 24 年 3 月に設置した「生活福祉資金に関する検討会」において、とくに総合支援資金について、厚生労働省を交え、制度および運用上の課題の協議を行い、全国的な共通課題等に関する整理を行うとともに、行方不明者の債権管理のあり方等に関する当面の取り扱い方針をまとめ、「総合支援資金 債権管理業務の手引き」を作成した。
- 総合支援資金の償還対応が本格化するなか、相談員等を含めた事務体制の強化の必要性と具体的な予算措置について厚労省に働きかけを行った。

事務費の確保については、新たに償還指導のための事務経費として国 10 分の 10 負担による補助制度が創設された。また、市区町村社協における相談員等の配置財源の中心となっている「緊急雇用創出臨時特例基金」は、平成 24 年度が最終年度とされていたが、平成 25 年度まで 1 年間延長され、次年度の予算が確保されるなど、具体的成果をあげることができた。

(2) 生活福祉資金貸付制度の運営に係る課題への対応

- 総合支援資金の償還対応が本格化するなか、貸付件数の変化等に関する状況確認を行った。その結果、貸付件数が落ち着きを見せつつある一方で、償還対応の重要性が実態からも明らかになった。
- 平成 25 年 2 月に教育支援資金の特例貸付（授業料滞納等への貸付）の恒久化の方針が示された。教育関係機関等での対応強化をはじめとする恒久化に伴う課題について、貸付実績等も踏まえ平成 25 年度に継続して協議すべきこと等を厚生労働省に申し入れた。

総合支援資金等の貸付状況（25 年 2 月現在）

・総合支援資金	貸付件数	9,315 件	貸付金額	49 億 605 万円
・教育支援資金	貸付件数	10,750 件	貸付金額	76 億 3,725 万円
・緊急小口資金（東日本大震災分除く）	貸付件数	9,972 件	貸付金額	7 億 6,842 万円

- 東日本大震災等における経験等をもとに、大規模災害時の被災者支援への対応に向け、「緊急小口特例貸付実施マニュアル（仮称）」の作成を進めた。また、全社協専用サーバにおける貸付データの一括バックアップの実施、被災地社協に貸し出す予備機器配備等、大規模災害による物理的な被害に備えた業務システムの安全管理体制の強化を行った。

Ⅲ. 福祉サービスの質の向上、利用者等の権利擁護活動の推進

1. 福祉サービスの質の向上への取り組み

- 「福祉サービス第三者評価事業に関する評価基準等委員会」の改組による「福祉サービスの質の向上推進委員会」の設置（平成 25 年 7 月予定）に向け、第三者評価事業の受審、福祉サービスの苦情解決事業等福祉サービスの質の向上の取り組みを推進する体制の再構築に向け準備を進めるとともに、以下のとおり都道府県運営適正化委員会事業の支援および福祉サービス第三者評価事業の推進に取り組んだ。

(1) 都道府県運営適正化委員会事業の支援

- 運営適正化委員会事業研究協議会および運営適正化委員会相談員研修会を通じ、運営適正化委員会における相談活動、苦情解決の取り組みの現状、課題および今後の取り組み方策の共有化、苦情等の受付・相談をおこなう都道府県社協の相談員の知識、技術、態度等の資質向上を図った。

- また、都道府県運営適正化委員会の平成 23 年度の相談、苦情受付状況を調査するとともに、事例も含めた傾向を明らかにする年次報告『苦情受付・解決の状況（平成 23 年度都道府県運営適正化委員会事業実績報告）』を発行した。

(2) 福祉サービス第三者評価事業の普及・推進

- 第三者評価事業の全国的な普及・推進に向け、評価機関としての都道府県・指定都市社協における事業推進に向けた取り組みを進めた。平成 23 年度の全国の第三者評価受審件数は 3,349 件、累計受審件数は 1 万 8,422 件となった。
- 平成 24 年度より社会的養護関係施設の第三者評価の受審および結果の公表が義務化され、本会は第三者評価事業の全国推進組織として、社会的養護関係施設第三者評価機関の認証、評価の手法、評価結果の公表・評価調査者養成研修等に取り組んだ。

社会的養護関係施設の第三者評価の推進に向けた評価調査者養成研修会を 4 回開催し、修了者は 523 名であった。また、評価機関向けの業務マニュアル『社会的養護関係施設 第三者評価の手法』を作成し、これまでに認証した社会的養護施設評価機関等に配布、あわせて、PR 用パンフレット『社会的養護関係施設「評価のすすめ」』を作成し、ホームページにも掲載した。
- また、高齢者福祉サービスにおける受審促進を図るため、特別養護老人ホーム、通所介護、訪問介護に関する「高齢者福祉サービス版第三者評価基準ガイドライン」を策定した。

2. 地域における総合的な権利擁護・日常生活支援体制の構築

- 「地域における総合的な権利擁護体制の構築に関する調査研究事業」（厚生労働省社会福祉推進事業補助事業）を実施。都道府県・市町村行政および都道府県・市町村社協における権利擁護・成年後見の取り組み状況に関する調査、先進地域におけるヒアリングを実施し、全国的な動向・実態把握を行うとともに、権利擁護センター等の設置による総合的な権利擁護体制の効果について明らかにした。平成 24 年 9 月 1 日時点の成年後見人等受任社協（法人後見実施社協）は 143 か所であり、前回調査（平成 22 年）時点から 29 か所増となった。
- 日常生活自立支援事業については、平成 24 年 11 月末時点の利用者数は 39,905 人となっており、平成 23 年度末時点よりも約 2,000 人増加している。

3. 権利擁護・虐待防止の取り組みの推進

(1) 総合的な権利擁護システムの確立

- 地域における権利擁護体制の推進・強化に向け、「地域社会に求められる

成年後見の機能と体制」をテーマに、第8回権利擁護・虐待防止セミナーを開催した（参加者298名）。

また、全国の権利擁護・虐待防止に取り組む実践者のレポート、団体の活動報告等、権利擁護・虐待防止の取り組みを収集し、「権利擁護・虐待防止白書2013」として編集・発行した。

(2) 児童虐待の防止、早期発見等に向けた取り組み

- 地域における児童虐待の予防活動を推進すべく、子育て中の家庭に対する「訪問型支援事業」を実施している市区町村社協や児童福祉施設に対するヒアリングを行い、孤立しがちな家庭（親子）への支援のあり方等について検討。その結果を都道府県・指定都市社協および児童福祉関係種別協議会等に報告した。

(3) 高齢者・障害者に対する虐待防止・権利擁護の推進

- 平成24年10月の障害者虐待防止法施行にあわせて見直しを行い、「障害者虐待防止の手引き（チェックリスト）Ver.3」を作成した。また、この手引きを活用して障害者福祉施設等が研修を行うための「障害者虐待防止の研修のためのガイドブック（暫定版）」を作成・配付した。

IV. 地域におけるきめ細やかな福祉活動の展開

1. 住民参加による地域福祉活動の推進・支援

- 「地域の福祉力セミナー」において、ひきこもりや経済的困窮等、深刻な生活課題のある人びとへの支援に取り組む社協の先駆的な実践事例をもとに、今日的な地域福祉課題に対応する社協のあり方と今後取り組むべき課題の共有化を図った。また、日常生活圏域を基盤に、地域住民や専門職等、多様な関係者との協働による生活支援活動を推進・調整するコーディネーターの養成を目的に、「住民と協働する個別支援ワーカー研修会」を開催した。
- また、「ノーマ社協情報」により、地域福祉計画、地域福祉活動計画、小地域福祉活動計画（地区福祉計画）等、社協における計画づくりの意義や実践事例に関する記事を連載し、各地域における取り組みの推進、活性化を図った。

2. 市区町村社協の経営基盤強化支援

- 「地域の生活支援活動に取り組む社協の新たな方向性」をテーマに社会福祉協議会活動全国会議を開催。同会議において「社協・生活支援活動強化方針」を発表し、強化方針の推進策を中心に協議を行った。

- 全国の市区町村社協の組織の構成・運営および事業の実施状況の把握を目的に、社会福祉協議会活動実態調査（3年ごとに実施）を実施した。また、本調査に先行して実施した「地域密着の見守り・支援活動による孤立と生活困窮への対応に関する緊急調査」では、約37万人の地域住民が約172万人の人びとに対して見守り・支援活動を行っている実態等が明らかになった。調査結果については、社協関係者に提供するとともに、社協活動の充実・強化に関する資料として活用する。
- 社協運営の一層の適正化を図るため、研修会や関係会議において、「事務局長の出納業務に関する10のチェックリスト」を普及し、取り組みの推進を図った。

3. 地域における民生委員・児童委員活動の一層の推進

(1) 民生委員・児童委員による支援活動の強化

- 全国民生委員児童委員連合会（以下、「全民児連」という。）において、「90周年活動強化方策」活動強化方策の具体化、さらに「広げよう 地域に根ざした 思いやり」行動宣言の徹底を図るため、「民生委員・児童委員の日 活動強化週間」の取り組みや、ブロック別民生委員・児童委員関係事業会議の協議テーマとして全国的な推進を働きかけた。

(2) 民生委員・児童委員が活動しやすい環境づくりの推進

- 民生委員・児童委員がなお一層その力を発揮できる環境整備に向けて、全国一律の委員制度の維持や、活動しやすい環境づくり、東日本大震災被災地民児協の活動支援の継続等を内容とする要望書を、厚生労働省局長に提出した（平成25年2月）。
- 個人情報保護法施行後、民生委員・児童委員活動において重要な情報である地域の世帯情報が行政から提供されない状況について、かねてより全民児連を中心に改善を求めてきたが、相次ぐ孤立死等を背景に、厚生労働省から都道府県等に対して、地域において支援を必要とする者の把握及び適切な支援のための方策等に関する通知が発出された。全民児連として、同通知や民生委員・児童委員への個人情報提供に関する好事例等の情報提供を行った。
- また、全国の市区町村民児協（1,891か所）および法定単村民児協（9,377か所・町村を除く）の活動の実態の把握を目的に、「市区町村民児協等活動実態調査」を実施し、市区町村民児協等の活動や組織の強化に向けた課題を明らかにした。
- さらに、全民児連では、民生委員・児童委員研修のあり方について検討し、都道府県・指定都市、市区町村の民児協で研修を実施する際の具体的な参考となるよう、研修のカリキュラム例やモデル研修プログラム等を作成した。

4. 社協ネットワークを通じたボランティア・市民活動の推進、地域における福祉教育の推進

- 「ボランティア・市民活動支援実践研究会」を設置し、社会的に孤立しがちな人びとのボランティア活動への参画を推進するためのポイントを明らかにした。その内容を『誰もが必要とされる』たくさんの HAPPY を作り出すコーディネートのおすすめ」としてまとめ、関係者に配布した。
- 「社会的課題の解決に向けた福祉教育のあり方研究会」を設置し、社会的孤立・社会的排除等の深刻な地域課題の解決にも対応する福祉教育のあり方を検討した。検討結果は「社会的包摂にむけた福祉教育～共感を軸にした地域福祉の創造～」として報告書にまとめ、関係者に配布した。
- 東日本大震災を含む社会的課題の解決に取り組む全国的なボランティア・市民活動関係者の交流・情報交換・相互研さんと、開催地のボランティア・市民活動の基盤強化を目的として、平成 24 年 9 月に三重県において「第 21 回全国ボランティアフェスティバルみえ」を開催。全国各地から 2,491 名の参加を得た。

5. 福祉分野における防災、災害救援活動の強化

- 東日本大震災における社協職員派遣に関する調査結果を踏まえ、都道府県・指定都市社協部・課・長会議において社協ブロック派遣に関する意見交換を実施。「大規模災害対策基本方針」の策定と並行して地域福祉推進委員会において検討を進め、「社協災害ボランティアセンター活動支援の基本的考え方」をまとめた。
- 社会福祉施設協議会連絡会調査研究部会では、東日本大震災にかかる種別協議会の連携による支援活動の総括を行うとともに、次なる災害への備えに向けた課題整理とその対応についてとりまとめた。また、厚生労働省が進めている「災害福祉広域支援ネットワーク」構築について、関係団体などと連携しつつ全国段階での取り組み方策についての検討を進めた。
本検討を通じて、次なる災害への備えに関する課題や制度対応が必要な点を明らかにするとともに、種別協議会の連携による支援活動の利点や有効性を示すことができた。
- 東日本大震災等における災害ボランティアセンター運営の成果や課題等を踏まえ、災害ボランティアセンター運営者養成のあり方について研修企画会議において検討し、その結果をもとに「災害ボランティアセンター運営者研修会」を東西 2 会場で開催した（東京会場：平成 25 年 1 月 21～23 日・参加者 84 名、大阪会場：2 月 26～28 日・参加者 105 名）。

6. 都道府県・指定都市社協の経営に関する検討

- 都道府県・指定都市社協の経営に関する委員会において、「都道府県社会福祉協議会の当面の活動方針」をとりまとめ、各都道府県・指定都市社協への普及に取り組んだ。また、指定都市社協分科会に作業委員会を設置し、指定都市（大都市）の福祉課題・生活課題に対する地域福祉活動の展開について検討を進めた。

V. 福祉・介護サービスを担う人材確保、育成への取り組み

1. 福祉人材センターの機能強化

(1) 福祉人材センター機能強化に向けた取り組みの推進

- 各都道府県福祉人材センターにおいて成果をあげている取り組みを収載した事例集を作成し、基幹職員会議の資料として配布し、各センター間における好事例の共有化を図った。基幹職員会議では、福祉人材センターの基本方針について確認するとともに、事業運営上の課題の討議、共同事業企画の検討等を行い、各センター間の課題認識や事業実施上のノウハウの共有化を図った。
- また、平成 24 年度より都道府県福祉人材センターに対する個別訪問支援を実施し、各センターの運営および事業の実施状況に関するヒアリング、課題および機能強化方策に関する協議を行い、各センターの課題の明確化、事業改善等につなげた（12 か所において実施）。

(2) 都道府県福祉人材センター・バンクの運営強化のための会議・調査等の実施

- 福祉人材センター・バンクの実績や人員体制等に関する調査を実施し、福祉人材センター全国連絡会議において報告。全国連絡会議では福祉人材センターを取り巻く情勢等について認識の共有化を図るとともに、上記調査の都道府県別集計・分析結果をもとに、センター事業の改善方策等について協議を行った。

<参考> 福祉人材センターにおける求人・求職状況（平成 24 年度速報値）

・新規求人数	21 万 8,187 人	（前年度比	3 万 3,577 人増）
・新規求職者数	7 万 8,836 人	（同	1 万 3,588 人増） ※
・有効求人数（月平均）	5 万 1,368 人	（同	9,982 人増）
・有効求職者数（月平均）	2 万 2,957 人	（同	5,047 人増）
・紹介人数	2 万 193 人	（同	2,209 人減）
・採用人数	1 万 666 人	（同	337 人増）

※新規求職者の増は、平成 24 年 1 月にシステムにおける求職者登録の運用方法を統一（求職者登録の有効期限 3 か月を徹底）したことによる影響。

- また、窓口業務に必要な基礎的知識、関係法令等の習得支援を目的とした福祉人材センター職員研修会（業務法令理解編）、福祉人材情報システムの基本的操作方法（セキュリティ対策含む）の習得支援等を目的とした福祉人材情報システム研修会を通じ、福祉人材センター・バンク職員の技能の向上による事業運営の一層の円滑化、効率化の促進に取り組んだ。
- (3) 経営協等関係団体との共同・共催事業の推進**
- 福祉人材センターの利用促進を目的に、全国社会福祉施設経営者協議会会報誌『経営協』9月号から11月号の各号に福祉人材確保施策、福祉人材センターの制度と都道府県福祉人材センターの具体的な取り組み等に関する連載を行った。
 - また、岩手、宮城、福島、千葉、東京、神奈川の各都県センターの協力のもと、国際福祉機器展（H.C.R.2012）に出展し、福祉人材センターの周知、広報に取り組んだ（期間中の相談件数は160件）。

2. 研修事業の充実等による人材育成の推進

(1) 「キャリアパス対応福祉職員生涯研修課程」の推進

- 「福祉職員キャリアパス対応生涯研修課程」の標準テキスト、指導の手引、ワークシートを作成し（いずれも暫定版）、平成24年12月には本課程の指導者養成研修を実施した（参加者76名）。平成25年度においては早期に指導者養成研修を行い、同研修課程の本格的な普及に取り組むこととしている。

(2) 社協職員の養成・研修の推進

- 地域福祉推進委員会・企画小委員会において、都道府県・指定都市社協における社協職員研修の状況を把握し、これまでの基幹職員研修等の取り組みや「社協・生活支援活動強化方針」の推進などを踏まえ、今後の市区町村社協職員研修のあり方や本会における市区町村社協の研修について検討した。社協職員の研修や育成の課題への対応を念頭に、本会における市区町村社協職員に対する当面の研修のあり方を整理した。
- 都道府県・指定都市社協の中堅職員および管理職を対象とする職員研修を実施した。中堅職員研修は、都道府県・指定都市社協の次世代を担うリーダーとしての自覚を促し、今後の行動につなげること、また、中堅職員としてのキャリアデザインの構想・実現の支援を目的に実施し、35名が修了した。管理職研修は、職務遂行能力の向上および使命や役割等に関する理解・習得の支援を目的に実施し、33名が修了した。

(3) 中央福祉学院研修事業の充実

- 受託研修事業（5課程7コース：受講者合計2,063名）、独自研修（11課程18コース；受講者合計8,751名）を実施し、福祉サービスを担う職員の知識・技能の向上、資格取得を進めた。

VI. 国際協力、出版・広報事業の充実、本会経営管理体制の強化

1. 国際協力および国際社会福祉の連絡調整

- アジア各国の福祉人材の育成をはかるとともに、アジアにおける社会福祉ネットワークの構築を目的に、昭和 59 年から実施している「アジア社会福祉従事者研修」は、平成 24 年度で第 29 期を数え、3 か国から 3 名が本研修を修了し、これにより事業開始以来 8 か国から計 135 名が本研修を修了した。
- 平成 22 年度から開始した「アジア社会福祉支援『修了生福祉活動支援会員事業』」については、平成 24 年度は 74 名の支援会員から 118 万円の支援会費が寄せられ、事業財源を増強することができた。
- 修了生の福祉活動への理解を深め、交流を促進するために、支援会員の募集も兼ね、アジア研修「修了生支援活動」通信を 2 回発行するとともに、修了生支援事業の理解促進のため、修了生の現地活動（マレーシア・タイ）を視察する「スタディ・ツアー」を 2 月下旬に実施した。
- アジア社会福祉従事者研修修了生の福祉活動への助成として、実施支援会員・協力団体からの支援金をもとに 5 か国 9 事業に対し、合計 305 万円を助成した。また、技術の向上および連携強化を目的とした短期研修を希望する修了生 3 名を招聘し、保育所や児童養護施設、特別養護老人ホーム等における研修を実施した。

2. 出版事業・広報活動の充実、強化

(1) 出版事業の充実、販売促進の強化

- 関係者に対する福祉・介護等の最新情報の提供や社会福祉援助のスキルアップに資するべく、月刊 4 雑誌の企画内容の充実とともに、実務・実践に役立つ参考図書の新刊を通じた現場実践の支援を行った。平成 24 年度においては、新規企画図書 7 点、改訂図書 24 点、行政関係図書 1 点、年度版関係図書 10 点、月刊 4 雑誌および増刊号 52 点および重版図書 14 点を刊行した。
- また、月刊雑誌について、全国社会福祉施設経営者協議会、全国保育協議会、全国保育士会等の協力のもと、販売促進の取り組みを進めた。

(2) 広報活動の充実・強化

- 本会事業の情報提供とともに、関係団体の事業等の周知等を目的に開設している全社協ホームページについては、毎月 2 回の定期更新および随時更新により、掲載内容の充実を図った。また、社協や福祉施設等の活動に関する PR を強化するため、先駆的事例を紹介する市民向けのコーナー

(「全国各地の福祉実践事例(見る・わかる)」／動画を含む)を新設した。平成24年度のアクセス件数は200万件となった。

- 本会に対する理解の促進、広報等を目的に、本会の事業ならびに組織・財政の概要について市民向けに分かりやすく説明した「全社協 アニュアルレポート2011-2012」を作成し、広報・情報提供用に印刷するとともに、全社協ホームページにおいて公開した。
- また、広報戦略の必要性や、広報誌・ホームページの効果的な作成・活用に関する理解・習得を目的に、社協、社会福祉法人・福祉施設の広報担当者を対象とした「広報力強化セミナー」を開催し、社協、社会福祉法人・福祉施設の情報提供力の強化を図った(参加者85名)。

3. 安定経営の確保

(1) 新霞が関ビルの安定経営

- ビル管理事務所等と協力しつつ、良質なビル環境の維持、必要な設備更新を行うとともに、災害対応について検討を進め、もって入居テナントとの契約維持、賃料水準の確保に努めた。

とくに、大規模災害発生時の対応については、テナントの安全確保とともに、ビルの付加価値の向上のために一層の強化が必要であり、ビル管理事務所等との協議のもと、具体的な対策を講じるべく検討を進めている。

(2) 中央福祉学院・ロフォス湘南の利用促進、運営管理体制の改善

- 中央福祉学院主催研修を基本として施設利用の促進、宿泊施設を含む稼働率の確保を図った。また、平成23年度に完了したリニューアル工事の1年点検を行い、必要な補修等を実施した。

研修棟、宿泊棟とも利用実績は、前年度比で伸びている一方、宿泊棟の稼働率は低下しており、研修内容の一層の充実とサービスの向上に向けて、全局的な取り組みを促進させる必要がある。

4. 全国社会福祉団体職員退職手当積立基金の運営

- 基金の安定運営のため、掛金の収納、給付金支給等の処理を的確に進めるとともに、事務処理のスケジュールや資産運用状況について、毎月の「基金ニュース」発行して、全加入団体に対する情報提供を行った。
- 平成24年1月の全国社会福祉団体職員退職手当積立基金運営委員会の決定に基づき、3年度にわたる財政再建策を開始し、1年次目の給付率引下げ(マイナス4.3%)を実施した。さらに、本基金の特性に合った安全確実な基本ポートフォリオの設定について検討をすすめ、資産配分の変更を行った。なお、財政再建2年次目にあたる平成25年度における取り扱いについては、24年度基準日(12月末日)の充足率が101.8%となったため、運営委員会において協議したうえで給付率引下げを停止することとした。

5. 本会情報システムの管理体制強化

- 本会事務局内 LAN 環境の適切な維持管理と情報システム利用の適正化の推進を目的に、平成 24 年 4 月より「情報システム管理運用規程」を施行した。同規程の施行にあわせ、業務の手引きやガイドブックを作成・配布し、情報システムの開発、管理・運用ルールを広く職員に周知、定着をはかるとともに、とくにシステム開発を実施している部所に対して、本会 IT コンサルタントとの連携のもと、円滑な開発業務の遂行を支援した。

6. 大規模災害等に備えた本会としての態勢整備

- 東日本大震災の経験も踏まえ、本会としての大規模災害に関する態勢を整備すべく、「緊急事態発生時初動計画・初動対応マニュアル」および「業務継続計画（BCP）」を策定し、全職員に対する周知を図った。

また、大規模災害時に備えて、必要備品等の確保や通信手段の確保のためのシステムの導入に取り組んだ。

- 都道府県・指定都市社協に対するアンケート調査等を踏まえつつ、関係部所との連携のもと、東日本大震災被災地支援活動のこれまでの取り組みについて総括を行い、対応状況を記録として整理するとともに、各分野における課題の洗い出しを行った。

これらの活動実績と課題を踏まえて、今後の大規模災害時における福祉関係者による対応方針を明確にすることを目的に、「大規模災害対策基本方針に関する委員会」を設置し、「大規模災害対策基本方針」をとりまとめ、都道府県・指定都市社協、種別協議会等に周知を図った。

- 平成 23 年度に終了した「福祉の共済（火災共済）」の残財産（4 億円）をもとに、大規模災害支援活動基金を創設し、その管理・運用に必要な実施要領を策定した。同要領に基づき、平成 24 年 7 月に発生した九州北部豪雨等により被災した 3 県・1 市社協に対する助成（計 450 万円）を実施した。

7. より適正な業務執行体制の確立

- 引き続き、監査法人による会計監査を依頼し、実施にあたっては、内部監査による調査結果の活用による効率的な監査計画の立案について監査法人と協議を行うとともに、監事監査との連携強化を図った。

- 諸規程の見直し、事業計画や予算の執行状況に関する定期確認など、本会における内部統制機能の強化に向けて、外部監査や監事監査との連携強化を図り、平成 23 年度の結果を踏まえ、具体的な重点項目を定め、必要な監査を実施した。

- 平成 21 年の富士通エフ・アイ・ピー(株)に対する損害賠償等請求訴訟の提起以降、訴訟代理人である本会顧問弁護士と連携し、本会の主張が認められるよう、必要な対応を図ってきた。

平成 24 年 12 月に裁判所から和解が勧告され、平成 25 年 1 月に、同社のマネジメントが不十分、不適切であったことが開発頓挫に影響を与えたこと、同社から本会に和解金 100 万円を支払うこと等を内容とした和解が成立した。

Ⅶ. 東日本大震災への対応

1. 被災地の社協に対する支援

- 本会・地域福祉推進委員会「被災社協復興支援委員会」（平成 23 年 6 月に設置）のもと、被災地の市町村社協の事業の復興状況、被災者支援の取り組み状況や今後の社協事業の課題などを把握するためにアンケート調査を実施すると共に、県社協から県内被災社協の現状と支援状況について報告を受け、今後の支援のあり方について検討を行った。
- 生活支援相談員の配置および活動支援としては、その配置にあたっての予算確保等に関する情報提供、被災 3 県の生活支援相談員を対象とする合同の情報交換・研修会等を行った。また、「生活支援相談活動担当者研修」（平成 24 年 9 月 20 日・21 日、於：宮城県松島町）を開催し、岩手・宮城・福島の各県および仙台市等より 80 名の社協職員の参加を得て、事例発表や討議等を通じた情報共有、社協事業としての本活動の推進および今後の被災者支援のあり方の協議等を行った。

＜参考＞ 岩手・宮城・福島の各県における生活支援相談員の配置数

(平成 25 年 3 月現在)

〔岩手県〕 188 人 〔宮城県〕 201 人 〔福島県〕 202 人 (3 県合計) 591 人

- なお、被災地の社協では、平成 25 年 3 月 24 日までに延べ約 119 万人のボランティアを受け入れ、その活動を支援してきている。

＜参考＞ 岩手・宮城・福島の各県における社協災害(復興)ボランティアセンターのボランティアの受け入れ状況(平成 25 年 3 月 24 日現在)

〔岩手県〕 45 万 500 人 〔宮城県〕 57 万 5,200 人 〔福島県〕 16 万 3,100 人
(3 県合計) 118 万 8,800 人

2. 生活福祉資金の貸付に係る支援

- 被災世帯の当面の生活に必要な経費等を対象とする「生活復興支援資金」（平成 23 年 5 月創設）について、平成 24 年度においてもその貸付を通じた被災者支援の推進を図った。

＜参考＞ 生活復興支援資金貸付決定状況（平成 25 年 3 月 8 日分まで）

・全国総計 514 件（458 世帯）	貸付総額 約 3 億 5,900 万円
・岩手・宮城・福島の状況	
〔岩手県社協〕 貸付件数 68 件（61 世帯）	貸付金額約 4,500 万円
〔宮城県社協〕 貸付件数 193 件（177 世帯）	貸付金額約 1 億 4,200 万円
〔福島県社協〕 貸付件数 35 件（34 世帯）	貸付金額約 2,700 万円

- また、平成 23 年度に実施した「緊急小口資金」の特例貸付については、各社協における償還業務の状況の把握および課題への対応を図った。
（緊急小口資金貸付実績：貸付総件数 7 万 650 件、貸付総額 99 億 9,405 万円）

3. 被災した社会福祉法人・福祉施設等への支援

- 全国社会福祉施設経営社協議会会員法人による福島県相双地域および岩手県大船渡市内の社会福祉法人に対する介護職員の応援を実施した。
（福島県相双地域）
 - ・ 実施期間：平成 24 年 6 月～27 年 5 月の 3 年間
 - ・ 当面の応援先：福島県南相馬市及び広野町の 4 法人（特別養護老人ホーム）
 - ・ 会員法人から延べ 87 名の介護職員の応援を実施（岩手県大船渡市内）
 - ・ 実施期間：平成 24 年 9 月～25 年 8 月
 - ・ 応援先：（福）三陸福社会
 - ・ 会員法人から延べ 14 名の介護職員の応援を実施
- また、福祉医療機構等との連携による被災した社会福祉法人・福祉施設に対するセミナーを開催するとともに（岩手、宮城において計 2 回実施）、宮城県気仙沼市所在の社会福祉法人を中心に 6 法人を訪問し、個別相談を実施した（平成 24 年 11 月）。
- 福祉人材の確保・支援策としては、中央福祉人材センターホームページに「被災者用求人」情報を掲載するとともに、ホームページ「福祉の仕事」を福島県（とくに相双地域）の求人情報を検索しやすいように改修した。
（各県人材センター・バンクを通じた採用数 71 人、施設・事業所から報告があったハローワーク等による採用数：272 人／平成 25 年 3 月末現在）

4. 民生委員・児童委員および民児協活動の支援

- 全民児連役員が継続的に被災地を訪問し、被災地の民生委員・児童委員から活動の状況や課題を聴き取り、国への必要な要望等を行った。
- また、東北3県1市民生委員児童委員協議会関係者、全民児連正副会長、厚生労働省関係各課合同の「被災地民児協支援会議」を開催（平成24年12月）。この会議での要望等を受け、厚生労働省は岩手・宮城・福島の3県に事務連絡を行い、民生委員活動支援に向けた社会的包摂・「絆」再生事業補助金の積極活用の検討を促した。
- 同じく全国民生委員児童委員連合会では、被災地の民児協活動支援のため、全国の民生委員・児童委員に呼びかけ、平成24年10月より25年2月を募集期間として拠金を実施した。25年3月末までの拠金総額は1億1,560万7千円となった。拠金を財源に24年度～25年度の3年間、被災地の民児協への活動費助成を行うこととしており、初年度分総額1,305万円を送金した。

5. 東日本大震災被災地支援活動の総括と今後の大規模災害に向けた対応

- 各部所において、東日本大震災被災地支援活動の総括および今後の大規模災害に向けた対応策の検討等を実施した。
 - ・ 東日本大震災「被災地社協に対する社協職員ブロック派遣等に関するアンケート」（地域福祉推進委員会／地域福祉部）
 - ・ 「社協災害ボランティアセンター活動支援の基本的考え方」のとりまとめ（地域福祉推進委員会／地域福祉部）
 - ・ 「民生委員・児童委員による災害時要援護者支援活動に関する指針」の策定〔平成25年4月 第1版発行予定〕（全民児連／民生部）
 - ・ 「東日本大震災における生活福祉資金特例貸付に関するアンケート」（民生部）
 - ・ 社会福祉施設協議会連絡会による取り組みについて 活動報告書（施設協連絡会調査研究部会／法人振興部）
 - ・ 「東日本大震災における支援活動および今後の大規模災害への態勢整備等に関するアンケート」（総務部）
- 上記検討等を踏まえ、社会福祉関係者による東日本大震災被災地支援活動の総括（第一次総括）を行うとともに、本会及び各構成組織等による今後の大規模災害対応にかかる基本方針について委員会を設置して検討し、年度内にとりまとめた（総務部）。
 - ・ 「2011.3.11 東日本大震災への社会福祉分野の取り組みと課題 一 発災から一年の活動をふまえて 一」（第一次総括）
 - ・ 「大規模災害対策基本方針（平成25年3月19日）」